

## 第2回 西宮市DV対策基本計画分科会

(平成23年度第1回) 会議録

平成23年 8月11日(火)

午前10時～12時00分

於 ウェーブ411学習室

### 1 出席者

(委員)

高田、宮内、神谷、井上、中村、松本(代理)、三谷、松田、安東、

(アドバイザー)

婦人相談員 小嶋

(事務局)

総合企画局長 田原、健康福祉局担当理事 山本、

子ども部長 多田、児童・母子支援グループ長 西岡、同係長 神崎

文化まちづくり部長 部谷、男女共同参画推進課長 高橋、男女共同参画センター長 藪内

### 2 会議次第

1. あいさつ

2. 委員自己紹介

3. 議 題

(1) 西宮市DV対策基本計画の策定について

(2) DV対策施策の「現状」と「課題」及び「施策の方向と具体的な施策」について

議題1 西宮市DV対策基本計画の策定について

事務局 【 説 明 】

会長

数値目標や施策などについては今後、設定していくのでしょうか。

事務局

今回の会議の際には、指標や数値目標、総論部分を提示します。

委員

「DV」と、「配偶者からの暴力」と表現が混在しています。外来語で分かりにくいと思いますが、そういった言葉を使用することについて確認はされていますか。配偶者というのは夫婦関係に限らず、恋人も含まれるのでしょうか。

委員

配偶者の法律的な定義は夫婦関係ですが、実質的には友好関係も含みます。

委員

法律と実生活が結びつかず、理解しにくい部分があると思います。DV や、配偶者という言葉聞いたときにすぐに理解できない可能性もあります。まずは言葉をしっかりと定義する必要があると思います。最近では、デートDV といって、高校生、大学生の恋人同士のDV も非常に取りざたされています。

事務局

プランには説明書きを入れて、「以下、DV とする」というかたちにしたいと思います。

会長

DV は略語ではありませんので、その点、共通認識として持っておいた方がよいと思います。「配偶者間による暴力」、「ドメスティック・バイオレンス」、「DV」のいずれがふさわしいかということについて、皆様のご意見をお聞かせ願います。あとは、周知度の問題と、日本語としての文言の使い方等、歴史的な背景も含めてご意見はありますか。

## 委員

配偶者とは何を指すかという件については、神戸市配偶者暴力対策基本計画の参考資料に法律の解釈が載っています。これによると“この法律にいう「配偶者」とは、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者も含む”となっており、「離婚」は、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあったものが、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むとされています。西宮市でも、用語解説を添付した方がいいと思います。

ドメスティック・バイオレンスを日本語に訳すと家庭内暴力ですが、この言葉は子どもの暴力を連想させるため、それと混同しないように、ドメスティック・バイオレンス、DVとしたのだろうと思います。ただ、デートDVという言葉には違和感を覚えます。主に、付き合っている相手の行動を束縛するとか、自分の言うことを聞かなかつたら携帯をたたき割る、なぐるといったことをデートDVといいますが、もっとふさわしい日本語を考えた方がいいと思います。もしできれば、(デートDV)と書くぐらいで、独自の新しい言葉を使ってもいいと思います。

## 委員

法律の位置付けから、「配偶者からの」という言葉は外せないと思います。一方で、DVという言葉は、法律ができたり、メディアで取りあげられたり、DV関係の本が出たり、例えば、西宮ではDV相談、DV電話相談として使われていますし、デートDV対策も、県の教育委員会において取り組みが進んでいます。こうしたことからDVという言葉はかなり定着しており、一定の市民権を得ている言葉だと思われるので、DVという表現でいいと思います。

## 委員

神戸市配偶者暴力対策基本計画は、とてもよくできていると思います。用語解説も載っています。西宮市も定義付けをして、用語集を付けておけば、市民の方にとっても分かりやすいと思います。民生委員のなかでもDVという言葉を使って話をしていますし、言葉として定着しているとも思います。ここできちんと意思統一をしておけばよいと考えます。

会長

すでにDVという言葉は、市民権を得ている言葉ともいえますが、自治体がDVという言葉を使うことによって、より一層分かってもらう、広めるという方向でよろしいでしょうか。しかしながら、それについてはしっかり定義をすることが必要だということです。

実は、日本語の使用を推進している会で、DV、ドメスティック・バイオレンスという言葉について審議されたことがあったのですが、片仮名表記を使用するしかないという結論が出ています。本計画ではDVという言葉を使うということでもよろしいでしょうか。デートDVという言葉については、再度、議論の時間を取りたいと思います。

また、計画に載せる用語集についても検討願います。市民にとって読みやすく、理解できる言葉という視点で定義付けをしてください。

委員

用語説明は最後にまとめて書くのか、もしくは、下部に入れるのか、どちらが見やすいのか、ということも検討ください。

事務局

男女共同参画プランでは、それぞれのところに注というかたちで入れていますので同様にしたいと考えています。

## 議題2 DV対策施策の「現状」と「課題」及び「施策の方向と具体的な施策」について

委員

事前の送付された資料の差し替えがありました。変更点を教えて下さい。

事務局

事前に送付した資料は、「施策の方向と具体的な施策」がまとめられておらず、重複した内容が多く含まれていました。本日お配りした資料では、重複をまとめて、整理いたしました。

会長

「 相談支援体制の充実」について、事務局より変更点についてご説明願います。

事務局

施策の方向について、相談窓口の周知、相談窓口の充実、相談体制の整備、それぞれについて重複部分をまとめました。相談体制の整備については、相談窓口の周知へ移動したもの、関係機関の連携については、相談窓口の充実の方にまとめたものがあります。また、表現が細かい部分については、おおまかな表現にしました。配偶者暴力相談支援センター機能の整備は、窓口の周知と充実にも載せていましたが、相談体制の整備にまとめています。

事務局

これらの施策は、関係各課で構成された作業部会に、今後の施策について照会をかけ、回答があったものです。

委員

相談窓口の表は、家事相談や法律相談が一番上に来ていますが、DV 対策基本計画ですから、DV にかかわる相談窓口を上にした方がよいと思います。

会長

主な DV の相談と、関連する相談窓口とに分けた方がいいということですか。

委員

順番を考えた方がいいのではないかとということです。

委員

表にするのではなく、相談の現状として書かれることが多いと思いますが。

事務局

検討いたします。

委員

西宮市には配偶者暴力相談支援センターの建物はあるのでしょうか。配偶者暴力相談支援セ

ンター機能と書いてありますが、センターと機能とでは少し意味合いが違うと思います。

事務局

建物はありません。

法律によって、都道府県には配偶者暴力相談支援センターの設置が義務付けられていますので、兵庫県には配偶者暴力相談支援センターがあります。別紙 8（市町基本計画策定及び配偶者暴力相談支援センター設置に係る対応状況一覧）をご覧頂くと、市町村の配偶者暴力相談支援センターの設置状況が分かります。ただ、すべての配偶者暴力相談支援センターで、法律で定められている内容をすべてこなすのではなく、ある程度の業務を行う場合は、「機能」を持つということになっています。神戸市や伊丹市は設置済み、23 年度中に芦屋市で設置予定です。

会長

市町村が配偶者暴力相談支援センターを置くメリットは何だと考えていますか。

事務局

市民に一番近い行政機関として、市民が相談しやすく、また市民の支援につながりやすいという意味で市町村が設置するのが好ましいとされています。努力義務ではありますが、市町村には配偶者暴力相談支援センターの設置、もしくはセンター機能の整備が勧められています。

委員

西宮市は将来的に配偶者暴力相談支援センターをつくる予定はありますか。例えば、権利擁護支援センターなどのように、一カ所ですべてまかなえる場所をつくる予定はありますか。

事務局

配偶者暴力相談支援センターの業務を行うことができるものの設置に向けて踏み出している状態です。神戸市はかなりの業務を行っていますが、一時保護施設がないため配偶者暴力相談支援センター機能となっています。西宮市も神戸市、伊丹市同様、機能の設置となります。

事務局

市としては、DV相談窓口を一本化したいと思っています。それが配偶者暴力相談支援センターの機能を持った窓口であるということです。

会長

建物をつくると加害者が来るという問題が起こらないとも限りません。建物はなくても、機能がしっかりしていればいいと思います。配偶者暴力相談支援センターという建物をつくらなければならないという取り決めはありません。現時点では、西宮市は一時保護まではしないけれども、相談と自立支援をするというスタンスですね。

委員

前回の資料のなかには、配偶者暴力相談支援センターの業務内容について記述がありましたので、今回の資料にもその説明をいれてください。配偶者暴力相談支援センター機能の整備がいたるところに出てきますが、「配偶者暴力相談支援センター」という一つ項目をつくってまとめた方が分かりやすいと思います。

事務局

昨年度行いました第一回目のDV対策基本計画分科会の際、現時点では配偶者暴力相談支援センターがないため、それを項目として挙げない方がよいという意見があり、このような取り扱い方にしています。

会長

いまは、具体的な施策のなかに入っていますが、施策の方向の一つの項目として挙げたらどうかということでしょうか。

委員

どこに挙げたらよいかは分かりませんが、配偶者暴力相談支援センターは大きな目玉になると思います。西宮にもそういうものができましたというように挙がってくるものだと思いますので。

事務局

現状と課題を認識し、施策の方向を決め、そのなかから配偶者暴力相談支援センターが必要であるとし、このプランののちに機能を設置するという流れでいこうと思っています。最初から、相談支援センターが必要だということから入ってはいません。

会長

配偶者暴力相談支援センターができれば、一カ所でさまざまな手続きができますので、被害者にとって非常に便利です。自立支援もスムーズにできると思います。現在、非常に不便で、配偶者暴力相談支援センターがあった方がスムーズにいくのであれば、施策として配偶者暴力相談支援センターをつくることはとても重要ですし、論理には合うかもしれません。

委員

現在、警察でも、DV相談を受けた場合は窓口まで同行し、一時保護の際には移送しています。配偶者暴力相談支援センター設置後も、することはそれほど変わらないとは思いますが。証明書の発行などの手続きが一カ所ですむのであれば、被害者の方にとってメリットになると思います。また、配偶者暴力相談支援センターという名前が出ることによって、被害者支援の周知もしやすいだろうと思います。

会長

配偶者暴力相談支援センターを設置すると、問題点が解決でき、また、配偶者暴力相談支援センターの機能がより発揮できるという論理であれば、委員のご意見の通り、名前を大きく出してもいいと思います。それが市民の目から見たときにどうなのかということを考えていただければと思います。配偶者暴力相談支援センターの設置がDV対策基本計画に載れば、啓発にもつながるというご意見だと解釈していいですか。

委員

はい。

会長

相談機能の充実について、ほかにご意見はありますか。

いまは配偶者暴力相談支援センターの一本化ではなく、コーディネーター機能をと書かれています。このあたりは大丈夫でしょうか。被害者や支援をする人からすると一本化ということですね。そこにすべて凝縮させてしまうという意味ではないのですね。

事務局

そういう意味ではありません。

会長

そのあたりが分かるような文言にしていきたいと思います。

委員

「課題」に“ 障害者・高齢者・外国人などあらゆる状況の人に配慮した相談窓口 ”とありますが、障害者・高齢者・外国人についての記述がこの部分しかありません。ぜひ自立支援のところにも挙げていただきたいと思います。

「現状」の3行目に、“ DV 電話相談が設けられていましたが～、有効には機能していませんでした ”とありますが、廃止するのか、改善するのか等、今後の方策についても言及してください。配偶者暴力相談支援センターでも、電話相談を受け、もっと有効に生かされるようにしてください。また、DV 電話相談の件数も図表のなかに入れてください。

「図表」では、婦人相談や男女共同参画センターの相談は、DV に関連した相談だということですが、高齢福祉や外国籍の方への支援では、特に DV に関係のない相談もすべて出ているので、こうした数値の挙げ方について疑問に思います。

事務局

児童・母子支援グループと男女共同参画センターでの相談は、DV について着目していますが、ほかの相談窓口は相談のなか DV もあったというスタンスであり、たまたま DV という項目で拾っているという面もあります。必ずしも DV を重視して件数を拾っているわけではなく、正確に現状を示しているかということ、少し心許ない部分はあります。この図表のなかで児童・母子支援グループと男女共同参画センターとを同じ扱いで取りあげることが適切かどうか、

検討します。

委員

高齢者の場合、虐待あるいは疎まれているといった相談を受けた場合、権利擁護の視点から見て、あまり DV とは受け取りません。ですから、権利擁護支援センターにつなぐことの方が多いと思います。

会長

高齢者虐待や配偶者間の暴力について、今後は DV という視点が必要だということを課題に入れれば問題ないと思います。

表については、離婚でカウントされても、背景に DV がひそんでいる場合もあります。逆に、DV なのですが、と相談を持ちかけて、その後、離婚になった場合は DV とカウントされまでするので、どのカウントに入れるのか、重複して入れるのか、主訴として入れるのかというカウントの取り方についても今後検討が必要かも知れません。高齢福祉グループは、DV はカウントされていないということによろしいですか。

事務局

はい。高齢福祉グループの表は削除いたします。

委員

「施策の方向と具体的な施策」について、相談体制の整備の が西宮市高齢者・障害者権利擁護支援センターの開設となっていますが、DV についての計画なのに、一番上に DV と関係のない項目がきているのに違和感を覚えます。項目の順番を検討してください。

事務局

一覧表、施策の順番についても中身を見直し、検討いたします。

委員

「西宮市での DV 対策に関連する相談窓口一覧」とありますが、DV 対策という表現はおかしいと思います。一度、文言を整理してください。

事務局

分かりました。

会長

計画と図表とが入り交じっていて見にくいです。市民の方が見て分かりやすい配置にしてください。図表にしなくてもいいものもあるかもしれませんので、検討ください。

委員

市民意識調査から抜粋された表についてですが、過去5年間にパートナーから暴力を受けた経験がある女性が、西宮の調査では8.6パーセント、国の調査では13.6パーセント、男性が西宮の調査では3.4パーセント、国の調査では8.5パーセントとなっていますが、ここに西宮の特長があらわれているのでしょうか。相談した人の割合について、女性の場合、西宮市では知人、友人が80パーセント超、親族が60パーセント超なっていますが、国の調査では、家族親族知人友人は30パーセント程度です。西宮が国と比べて非常に多いのですが、質問の仕方は国と同じですか。また、データの下に、暴力を受けた経験など、国の調査との比較もコメントを入れる必要があるのではないかと思います。

会長

西宮市の特徴的なこと、いわゆる考察点を文言のなかに入れつつ現状を説明するという方向で考えてほしいと思います。

事務局

わかりました。

会長

例えば、西宮では男女共に、約3割の人がDV相談の窓口を知っているにすぎないので、もっと啓発する必要があるということが現状のなか書き込まれればいいのではないかと思います。

事務局

おっしゃる通り、他市の DV プランでもこれほど図表が多いプランはありませんので、なるべく文章で説明するようにしたいと思います。

委員

図表と文章とが離れているので、注釈を入れるなどしてリンクさせてください。

会長

図表は、現状を語るうえでの根拠資料であり、理解を助ける重要なものです。すべて削除しなくてもよいと思いますが、分かりやすく示してください。

委員

図表で「配偶者」と「パートナー」というように表現が揺れていますね。なぜ、「パートナー」という言葉が出てきたのでしょうか。

会長

非配偶者間のことも含めて書かれているわけです。

委員

西宮市で過去に実施されたアンケートに「パートナー」という言葉が使われていて、それをそのまま引用されているわけです。引用元に準じているということも含めて整理すれば混乱しなくていいと思います。

○会長

では、次、「2 関係機関との連携」についてはいかがでしょうか。

委員

被害者が精神的にダメージを受けているため「特段の配慮を行う」という表現がされていますが、施策の方向と具体的な施策の表には反映されていません。これは二次被害を与えてはいけないということなのか、どういうことで特段の配慮になっているのでしょうか。

事務局

「自立支援」の「7 被害者に係る情報の保護」のページへまとめました。被害者の立

場に立って情報の保護ということを重視してそちらへ掲載することにしました。この「関係機関との連携」のページへ掲載することも検討します。

委員

安全を確保するために、情報の保護をするというのは分かりますが、他にも精神的ダメージのケアや、負担を軽くするための相談の一元化や、さらにその人を傷つけないよう二次被害を防ぐといったこともありますので、情報の保護だけでもないと思います。

事務局

二次被害については、「職員の資質向上と苦情処理」の「1 相談、支援に従事する職員に対する資質向上、苦情への対応」の方で述べるつもりです。

委員

それであれば、この部分の文章は、「相談、支援に従事する職員に対する資質向上、苦情への対応」の方へ持ってきてもいいのではありませんか。

委員

「現状」の最後の2行は、「～必要があります。」という表現になっており、現状ではありません。削除してもいいのではないのでしょうか。

会長

これは、知らないうちに二次被害を与えているおそれがあるというのであれば現状だと思います。ただ、可能性を感じている現状があるとすれば、これについて、もう少し意識的に配慮する必要があるだろうというのが課題で、だから啓発やDV被害者への文言の配慮もしましよという書き方がいいでしょう。

事務局

では、必要がありますという表現ではなく、可能性があるという文言に替えるようにします。

会長

施策のところで、例えば、改定のようなかたちで出すのも一つの方法ではあります。

委員

「相談支援体制の充実」の中に、「2 関係機関との連携」がありますが、この連携は相談部分だけではなく、自立支援などにもかかわってくるので、「計画の推進体制」のところを持っていくのは無理がありますか。関係機関との連携として、支援態勢の整備とフローチャートや共通相談シート、連絡会のことなどが載っていますが、相談のところだけで連携が必要だということではありませんので。

会長

中の連携と外の連携も含めて、連携のところを提示しなければならないという意見でよろしいですか。

委員

はい。「関係機関との連携」の「施策の方向と具体的な施策」で、フローチャートと共通相談シートがあがっていますが、これさえあればよいというわけではなく、不十分です。また、“DV 被害者支援にかかる情報の共有”とありますが、情報の共有だけではなく、情報の管理も必要だと思います。

委員

「被害者の安全確保」に入れた方がいいのでしょうか。関係機関との連携には何がポイントになるのでしょうか。共通相談シートは、横の意思の疎通を図るため、絶対必要だと思います。まったく違う部署の人たちが連携してフローチャートや共通相談シートをつくるなかで、かなり連携が図られるのではないかと期待をしています。

委員

相談機能の充実を目的とした関係機関との連携であれば、たしかにフローチャートや共通相談シートを入れるのは大事だと思います。関係機関との連携が、「相談支援体制の充実」のなかにしか入っていないがために、これだけで止まってしまっているのかという問題があると思います。関係機関との連携というのが、相談に特化してしまっているからこうなっているのだ

と思います。「現状」についても非常にまどろっこしく、窓口のことばかり書かれており、踏み込みが足りないような印象を受けるのは、「相談支援体制の充実」のなかに入っているからなのではと思います。例えば、安全確認のところで、警察と連携した被害者の支援という項目がありますが、関係機関との連携も当然警察だけではないと思います。ですから、この位置付けを考えた方がいいと思います。

事務局

差し替え前の資料には、関係機関との連携がすべてのところに出てきます。一つにまとめるよりは、それぞれに関係機関との連携を示すことも必要ではないかと考えているところです。

委員

どの項目についても関係機関との連携は必要ですね。

委員

西宮市は、DV相談を漏らすことなくすくい上げたいという思いがあり、最初に対応する窓口でケアをきちっとやっていきたいと。そこで関係機関ときっちりスクラムを組んで、あとのところの連携は当然だと考えて構成をされたのではないのでしょうか。

事務局

そういうことです。

委員

前回の会議では、窓口を充実させて、水際作戦のようなかたちで位置付けされるといったことをいわれたように思ったのですが。

事務局

そうです。

会長

「連携」にかかる主語がおかしいと思います。相談を受ける側が連携する、つまり自分たちのことばかり書かれていて、被害者のための連携という表現ではないため、違和感があるので

はないかと思えます。

事務局

それも含めて検討いたします。

会長

庁内の連携と外の連携とを分けて考えたらよいと思えます。

事務局

DV 相談を整理するために、相談は相談支援センターの機能をもつところに集め、そこから必要なところに枝分かれさせ、そして関係機関の連携があるという感じをイメージして組み立てています。

会長

例えば、外国人から国際交流協会に DV の相談が来た場合、どのような流れになるのでしょうか。

事務局

内容が DV と分かれば、設置を予定している配偶者暴力相談支援センターに話をつないでいただくのですが、外国人である場合には、国際交流センターで通訳を用意します。話の内容を聞いて、配偶者暴力相談支援センターから次につなげますが、そのときに共通相談シートが必要になります。

委員

DV 被害者が電話をかけてこられた場合、相談センターにかけ直してくださいという対応になるのかと思ったのですが。

事務局

そういうことはありません。現在は、各窓口で DV への対応をしていますが、やはりタイムロスがあります。配偶者暴力相談支援センターがあれば、もう少しスムーズにいくのではないかとことから設置を考えています。

委員

配偶者暴力相談支援センターができて、そこだけで解決するわけではないので、「関係機関との連携」は項目として残した方がいいと思います。

委員

「現状」にも書かれている西宮市ドメスティック・バイオレンス被害者支援窓口担当者連絡会が発展してセンター機能を持つということになるのだと思います。庁内の関係機関の連携を強化して、センター機能を持つものに発展させていき、それに加えて、外部の関係機関との連携もすると書いてあります。ですから、庁内と庁外を分けてすっきりさせ、庁内に関しては、すでに実施している機能を示し、なおかつ機能を強化するという意味でセンター機能に統一して、そこを経由して関係機関がスムーズに動くようにするというのを分かりやすく書いていただいたらと思います。

会長

ここの主語が自分たちになっていますので、被害者が安心して相談できる体制づくりを目指して市としてこういう施策をしますというのであれば、すっきりすると思います。

○会長

続きまして、「早期発見・通報」について、何かご意見はありますか。

私からの意見ですが、「医療関係者」を「保健・医療関係者」とした方がいいと思います。また、この計画を立てるにあたって、医療現場の内情を分かって書いているのか少し気になりました。診療体系のなかで、こんなことはできないというような状況が多々あります。もちろん必要性はありますし、市がリーダーシップを取れる状況であればとても大事だとは思いますが、病院というのは独立した機能を持っていますので、その部分で少し気になっています。

事務局

病院関係者から、例えば、通報体制のマニュアル化については、必要性は感じているが、実際はできていないということで、マニュアル化も検討という文言に変えてほしいといわれてい

ます。また、相談しやすい環境の整備、というのは、病院で医療全般の相談を受けているなかで、ごくたまにDVのこともあるので、DVに対する相談環境整備を病院の方でもしたいと思っているというように、医師や看護師の方への啓発が浸透しているわけではなく、しなければならぬという、現状はそれぐらいの認識です。

会長

医師会や看護師側の方と大きく連携する部分がありますので、もう少し慎重にした方がいいと思います。ポイント等のマニュアル化は難しい面もありますが、書くのであれば、文言を検討する必要があると思います。市の予算でどこまでするかということもあります。病院のなかでも、DV対策支援チームや児童虐待対策チームを、保健師等も入れてつくっているところがいくつかありますので。

事務局

児童・母子支援グループでは、婦人相談とは別に児童相談ということで、児童虐待の相談なども受けています。児童の場合は、「児童福祉法」でネットワークを組むことが定められていますので、医療機関を巻き込み、推進会議などにも入っていただいています。ただ、DVと児童虐待の違うところは、通告の義務の有無です。児童の場合は、疑わしければ通報しますが、DVの場合は、被害者の方から配偶者に暴力を受けてけがをしたという話がなければ、対策がとりにくいとは思いますが。

会長

DVの場合はケアや、治療をすることが困難です。おかしいなと思うと、DV被害者だったりするわけです。医療関係者も基本的に教育を受けていますし、国家試験にも出ているので、医療機関の関心はすごく高まっています。相談には来ないけれどもDV被害者だということも、産婦人科などでは特に多いのが現状です。医療関係者はよく知っているのですが、医療の現場では、なかなか手が付けられない状況であって、なおかつどうしていいのかわからないのが現状です。ですから児童虐待と同様に、外の機関とチームを組んで対策していこうという方向に

は動いているところです。

いくつかの病院ではDV対策が進められていますので、ぜひ医療機関への情報提供もしていただきたいと思います。学会でも相当取りあげられており、精神科の医師はかなり状況をご存じです。

委員

担当課として、中央病院医事グループ、健康増進グループ、地域保健グループが挙げられていますが、保健所は担当課ではないのでしょうか。

事務局

健康増進グループと地域保健グループというのは、保健所の組織です。

委員

つまり、中央病院と保健所が担当ということですね。

会長

外部の団体、例えば、歯科医師会やクリニックの医師、看護師、助産師も入れておいた方がよいのではないのでしょうか。

事務局

原案の段階では担当課を載せていますが、発行の際は載せない予定です。

委員

なぜでしょうか。

事務局

この担当課に文言をチェックしてもらったという意味で明記しています。発行の際はこのように項目毎に担当課は載せませんが、具体的な施策につながっているものは、事業一覧に担当を明記します。

会長

担当課の表記についてはわかりました。

「 早期発見・通報」には、病院と中央病院のことしか書かれておりませんので、地域全体のことについて取りあげる必要があると思います。

○会長

では、「2 福祉関係者による早期発見・通報」について、ご意見ありますか。「 早期発見・通報」は、医療関係者と福祉関係者だけになっていますが、一般住民の方からの通報は載せないのでしょうか。

事務局

書いていません。

会長

「DV 防止法」6条第1項には、一般市民も通報するようという定めがあります。通報と相談には大きな違いがありますし、一般住民から警察部門に通報は載っていますか。現実には、一般住民から警察に通報もありますので、もっと促進するということも載っているといいと思います。

会長

続いて、「 被害者の安全確保」についてご意見ありますか。

委員

「2 警察と連携した被害者の支援」のところに、「110 番登録」や居住地地域での見回り、安否確認も市からの依頼で実施されていると書かれていますが、市の計画でここまで書いてよいのかと思いました。

委員

必要がないという意見でしょうか。

委員

警察の事業についてまで、西宮のDV対策基本計画に書くのかということです

委員

警察と連携しているということは書いてあってもよいと思いますが、「現状」の下から2行目に、「DV被害者が、情報保護のため住民基本台帳の閲覧制限～警察などの証明書が必要であり」とありますが、警察署が証明書を発行しているわけではありませんので、誤解のないようにしていただきたいと思います。

閉庁時には警察が必要に応じて保護・移送し、となっていますが、これはDVに特化したものではなく、法律に基づいて行っていることです。ですから、警察のしていることを、市からやってもらっていますよと書くと、警察でいろいろな支援ができるというようにもとらえられてしまいますので、そうではなくて、西宮市は警察と連携して支援していきます、というかたちで書いていただきたいと思います。

また、警察では、居所を知られないように住民基本台帳閲覧制限をするだけでなく、諸届出に関してもいろいろなことをしていますが、相手方に知られないためにも、警察がしている支援内容は極力明かさないようにしていただきたいと思います。被害者側に立った支援はしますが、警察の証明書が必要であるとか、警察が保護して搬送するというわけではありませんので、そこをはっきりさせていただきたいと思います。

せっかくDV対策基本計画を策定されるのですから、配偶者暴力相談支援センター機能を持ったところを設けて、DV被害者支援を集約したかたちで行った方がいいと思います。

警察からの一時保護移送での相談件数が出ていますが、これ以外にも警察だけが受けている数もありますので、合算するかどうかという問題もあります。

市として、こんなふうに警察と連携したいということを挙げていただいた方がありがたいです。

委員

DVというのは暴行や傷害といった、いわゆる「刑法」にひっかかるような行為ですが、警察は事件として取り扱うことはないのでしょうか。基準はどのようになっているのでしょうか。

委員

基本的には事件として取り扱うことにしています。以前は、民事不介入という姿勢でしたが、いまは傷害事件として扱っています。いまはいろいろな事件が起こっていますので、とりあえず、単純な暴行事件でも危険性があるということであれば、原則として、身柄を拘束する方向で進めています。ただ、ご主人に生計を頼っている人が非常に多いですので、捕まえられると困るとか、それによって仕事を失うという方もおられます。被害者が無職の場合は、その先どうなるか分からないということで二の足を踏まれる方もおられます。また、子どもがおられるので、親を犯罪者にしたくないということもあります。相談はするけれども、一緒に住み続けるという場合も多いわけです。もう分かると決めている場合は事件にしやすいです。必ず事件にしますという状態ではありません。

委員

自立支援にかかわってくるわけですね。

委員

そうですね。

会長

被害者の安全確保についての現状と、何が問題で、どういうふうにしていかないといけないのかというところにつながるような文言にしてください。

委員

一時保護所に「移送」という言葉が使われていますが、もう少し違う言い方がないでしょうか。

会長

言葉について再考願います。

事務局

承知しました。

会長

被害者の視点で再考ください。

○会長

次、「自立支援」についてご意見ありますか。

委員

ぜひ高齢者・障害者・外国籍・性的マイノリティへの支援という項目を新たに立ててください。外国籍の被害者については通訳も課題として挙げてください。また、心理的ケアといった、心の回復についても項目として挙げた方がいいと思います。

委員

「2 婦人相談員による支援」で、保護命令のところに、申立書の作成支援をしているとありますが、保護命令についての情報提供という書き方をした方がいいと思います。

○会長

ほか、よろしいでしょうか。委員より表現について意見が出ていますので、その点について事務局で検討願います。

事務局

高齢者・障害者・外国籍・性的マイノリティへの支援という項目を新たに立ててはどうかという意見が出ていますが、項目が多岐にわたってしまい、かえって複雑になるのではないかと考えています。

委員

国の法律にも、高齢者・障害者・外国籍の方々に対しては配慮が必要であると再三書かれていますので、それぞれに項目を立てるのが無理であれば、より困難な状況にある人への支援、配慮といったことで言及していただけたらと思います。

委員

いま西宮市には外国籍の方はどのくらいおられるのでしょうか。ほかの市町村と比べてどうでしょうか。

事務局

2千名ほどです。他市と比べて多いか少ないかは今すぐにはわかりません。

委員

ニューカマーよりは、いわゆる在日の方が多いですね。

会長

特に自立支援のところに対して、社会的な自立が非常に困難な状況にありやすいということは、「DV防止法」にも入っていますので、ぜひ「DV防止法」の文言をお読みいただいて検討いただきたいと思います。

事務局

承知しました。

会長

時間がありませんが、このあとの部分についてはどうでしょうか。

事務局

もう一度お読みいただき、事務局の方にメール、ファクスでご意見をいただくということでいかがでしょうか。それを取りまとめたいうえで、再度、協議の場を、設けたいと思います。

会長

皆様のご意見について事務局でまとめたものを、会長、副会長にお預けいただいて、それから皆様にお送りするというかたちでご一任いただけますでしょうか。

委員

いつまでに意見を提出したらよろしいでしょうか。

事務局

8月末までにお寄せいただきたいと思います。

会長

では閉会いたします。

(終了)